

事業所内歯科健診 本人(従業員)	歯科医師が事業所様を訪問し、むし歯や歯周病、その他の口腔疾患を診断し、判定結果に基づいた口腔衛生指導を実施します。	4月～3月
医療費通知	本人やご家族の医療費は、3割を窓口で支払うだけですので、総額医療費を認識しにくい仕組みとなっています。健康保険制度をより深くご理解いただくため、「医療費のお知らせ」を作成し、皆さんが受診された医療費をお知らせしています。今後の病気の予防や健康づくりに役立てていただくほか、医療機関等の受診内容に誤りがないか確認していただくことを目的としてお送りしています。	4月・7月・10月・1月
ジェネリック医薬品の使用促進	価格が安く、効能においても先発薬と遜色のないジェネリック医薬品(後発薬)は、自己負担の軽減と医療費の削減効果につながることから、受診者に「ジェネリック医薬品差額通知書」を発行し、使用切替えによる財政効果を周知(18歳未満のお子様の場合は保護者)し、使用促進を勧めるとともに、重複・多剤等に対する服薬適正化を行っています。この機会にぜひジェネリック医薬品の利用をご検討ください。	年2回通知
機関誌の自宅郵送	当健保の機関誌「I'm fine」は自宅郵送しています。機関誌「I'm fine」には、予算・決算・特定健診・特定保健指導を含む保健事業全般、健保組合からのお知らせ等を記載していますので、ぜひご覧ください。尚、お手元に届いていない場合は、事業所にてお受け取りください。	4月・10月
健保ホームページ	当健保のホームページは、簡単にアクセス・検索ができ、また健保サービスPR・ご家族への情報提供・ペット紹介などのコンテンツ提供等の強化を図っています。今後とも、内容の充実を図るとともに、わかりやすく・最新の情報を発信しますので、ご覧ください。	通年
インフルエンザ予防接種補助 本人(従業員)・ 家族(被扶養者)	本人(従業員)とご家族(被扶養者)のインフルエンザ予防接種に対し、費用補助を実施しています。インフルエンザの流行前にワクチン接種することで、発症や重症化の予防が期待できます。この機会にぜひ、予防接種を受けることをお奨めいたします。	10月～12月
禁煙補助 本人(従業員)	健康保険を使った標準禁煙治療(12週間に5回のプログラム)を終了し、かつ職場の同僚若しくは上司(2名)から「禁煙完了証明」をもって禁煙が確認できた方に3,000円を限度とした金券等を贈呈します。禁煙奨励金支給は2028年3月31日までの限定措置となります。この機会に禁煙の一步を踏み出しましょう!	4月～3月
常備薬の斡旋	みなさんがご家庭でちょっとしたケガや病気をされたときなど、優良医薬品等を常備して日常の健康管理や応急の対応に備えていただくため、家庭用医薬品等を取扱業者の協力のもと特別価格にて斡旋しています。	10月～
ウォーキング キャンペーン 本人(従業員)	従業員(被保険者) エントリー者の日々の歩数を万歩計等で測定し、90日間で90万歩達成者に奨励金を支給する事業です。	10月～2月

上記に紹介した保健事業の他、各種保健事業を用意しています。
 詳細はホームページ等でご確認いただき積極的な参画をお願いいたします。

2026年2月18日に開催された健保組合にて、2026年度より「人間ドック補助対象者を被保険者及び配偶者とする」ことが決定しましたので、ご案内いたします。2026年4月1日以降、被保険者・配偶者以外の扶養家族が、人間ドックを受診された場合、**全額個人負担**となります。

逼迫した健保財政の健全化および組合運営の継続性の観点から、このまま事業を継続することは困難であるとの総意が示され、今回の決定に至りました。何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

下記のケースも**全額個人負担**となりますので、併せてご注意ください。

1. 30歳未満の受診者・・・人間ドック補助対象年齢は30歳以上
2. 受診後の人間ドック受診補助申込書提出・・・申込書は受診前提出



2026年度

健康づくり事業のご案内

2026年2月18日(水)に第186回組合会が開催され、2026年度予算及び保健事業について承認されました。皆さんの健康を応援するため、さまざまな事業を行います。ぜひご利用ください。

継続事業

皆様がより健康で充実した生活を過ごせるように、2026年度も下記事業を継続展開します。健康維持・増進のためにぜひご活用ください。

種目	実施内容	実施時期(予定)
特定保健指導 本人(従業員)	特定保健指導の対象者は減少しておらず、その原因として特定保健指導を通じて指導対象者からの脱却者が居る一方で、継続対象、リバウンド、新規該当が発生していることが挙げられます。対策として、下記の継続対象者対策と新規該当者対策を展開します。 1. 継続対象者対策 社内診療所での指導では思うような効果が見られず、長期間対象になっている方や、より専門的な指導を受けた方が効果が期待できる方を対象に、特定保健指導業務を外部委託し、健康づくりの支援強化・拡大を目指します。 2. 新規該当者対策 特定健診・特定保健指導の対象は本来40～74歳ですが、対象を40歳未満に拡大し、メタボリックシンドローム該当予備群の減少を目指します。	10月～3月

種目	実施内容	実施時期(予定)
特定健康診査 家族(被扶養者)	法定の健康診断を自己負担なしで受診できます。40歳～74歳の家族(被扶養者)および任意継続保険加入者に受診券を配布し、生活習慣病予防のための健康診査が受診できます。	4月～3月
特定保健指導 本人(従業員)・ 家族(被扶養者)	40歳以上の本人(従業員)及び家族(被扶養者)を対象に、健康診断結果をもとに、中性脂肪高値者及び脳血管疾患や循環器疾患のハイリスク者に生活習慣の改善支援、受診指導等の個別指導を行います。	4月～3月
特定保健指導 外部委託 家族(被扶養者)	配偶者(被扶養者)の特定保健指導の実施率向上を目的として、個人のライフスタイルに合わせて携帯電話等を活用した遠隔サービスで非対面にて受けられる特定保健指導(ICT指導)です。 2026年度の提携特定保健指導先は「RIZAP」「くすりの窓口」「薬樹」「メディロム」「オクタウェル」となります。	4月～3月
生活習慣病 重症化予防 本人(従業員)	虚血性心疾患、脳血管疾患による突然死や重症化が発生している現状からも、生活習慣病重症化予備事業の推進は喫緊の課題です。 しかしながら、ここ数年取り組んできた事業は、一定の効果は認められるものの、ハイリスク者の参加率の低さや、高くない本事業の効果から、事業の見直しが必要です。本年度は、更に効果が見込める新たな事業の展開を目指します。	4月～3月
乳癌・子宮癌検診 補助 本人(従業員)	生活習慣病予防健診を受けた方で、希望する女性従業員(被保険者)が、乳癌検査(マンモグラフィー)・子宮癌検査(子宮頸癌細胞診)を契約医療機関等で実施する際、検査費を補助します。 尚、乳癌検査は45歳以上、子宮癌検査は20以上が対象となります。	4月～3月
節目健診 本人(従業員)・ 家族(被扶養者)	2022年度より、40歳節目健診に加えて55歳節目健診を導入しました。節目健診とは、中高年から多くなる「生活習慣病」や「がん」の予防・早期発見を目的に、本人(従業員)とその配偶者(被扶養者)の夫婦で受診していただく「特別な健診」です。 55歳節目健診を利用し、60歳以降も健康で生き活きと働くために、健康状態をより詳しく検査し、将来の病気のリスクを知り、対策に繋げてください。	4月～3月